

産業廃棄物処理施設設置許可に関する手続等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に関し、法に定めるもののほか、計画書の事前提出等の必要な事項を定め、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、設置等計画者とは、法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設を設置しようとする者及び法第15条の2の6第1項の規定に基づく変更の許可を受けようとする者をいう。

ただし、現に建設されている工場等の敷地内において、当該工場等の事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら処理する目的で産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第7条第3号、第5号、第8号及び第9号から第14号に定めるものを除く。以下「自己処理施設」という。）を設置しようとする者並びに現に設置している者及び環境部長が別に定める者を除く。

- 2 この要領において、設置等許可とは、前項に定める許可をいう。
- 3 この要領において、計画書とは、設置等計画者が設置等許可の申請に先立って作成する産業廃棄物処理施設設置等計画書（様式1）をいう。
- 4 この要領において、設置等予定地とは、設置等計画者が産業廃棄物処理施設を設置等する場所をいう。
- 5 この要領において、当該環境管理事務所とは、設置等予定地を管轄する環境管理事務所をいう。
- 6 この要領において、市町村長とは、設置等予定地を管轄する市町村長をいう。

(計画書の提出等)

第3条 設置等計画者は、設置等許可の申請書を提出する前に、産業廃棄物指導課長を経由して、計画書を環境部長に5部（正本1部、副本4部）提出しなければならない。

- 2 環境部長は、計画書の内容に関して市町村長の意見を求めなければならない。
- 3 環境部長は、産業廃棄物指導課及び当該環境管理事務所の職員に、設置等

予定地の調査を行わせるものとする。

この場合において、設置等計画者は、調査に必ず立ち会わなければならない。

- 4 環境部長は、計画書の内容に関して、必要に応じて、別に定める廃棄物行政推進会議要領に基づいて審議を行うほか、関係機関等と協議するものとする。
- 5 環境部長は、第2項の規定により求めた市町村長の意見並びに第3項の規定による調査の結果並びに前項の廃棄物行政推進会議の審議の結果及び関係機関等の意見を参考にして計画書の審査を行い、その結果を様式2により、設置等計画者に通知するものとする。
- 6 設置等計画者は、環境部長から計画書の不備等の指摘を受けたときは、速やかに、必要な措置を講じた上で、環境部長に報告し、その承認を受けなければならない。

(隣接土地所有者の同意)

第4条 設置等計画者は、計画書の提出に際し、公図の上で設置等予定地に隣接する土地の所有者の同意を得るとともに、同意を証する書類を添付しなければならない。ただし、設置等予定地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域（住居が建築されている土地は除く。）内にある場合には、この限りではない。

(計画書の提出後の取扱い)

第5条 設置等計画者は、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じた後でなければ、設置等許可の申請をすることはできない。

- 一 第3条第5項の規定に基づく審査結果の指示事項
- 二 設置等するために必要な他の法令に基づく許可及び認可等
- 三 環境部長が特に必要があると認めた事項

- 2 設置等計画者は、設置等許可の申請書を整備・充足の上、第3条第5項の規定に基づく審査結果の通知を受けた日から起算して2年以内（以下「申請期間内」という。）に、産業廃棄物指導課長を経由して、設置等許可の申請を知事に3部（正本1部、副本2部）を提出しなければならない。この場合において、設置等計画者は、申請期間内に申請をすることができなかつたときは、計画書を改めて提出し、審査を受けるものとする。
- 3 知事は、前項の設置等許可の申請に基づいて許可したときは、指令書（様式3）及び許可証を設置等計画者に交付するものとする。

(設置等計画者以外の者の取扱い)

第6条 設置等計画者以外の自己処理施設を設置しようとする者もしくは現に設置している者及び環境部長が別に定める者は、産業廃棄物処理施設の設置等許可の申請に際し、設置予定地に係る開発許可等の関係法令による許可証等の写しを申請書に添付し、産業廃棄物指導課長を経由して、当該申請書を知事に3部(正本1部、副本2部)提出しなければならない。

2 知事は、前項の設置等許可の申請に基づいて許可したときは、指令書(様式3)及び許可証を、当該申請をした者に交付するものとする。

(事務手続等)

第7条 環境部長は、計画書が提出されたときは、当該環境管理事務所長あてに様式4により、計画書1部を添えて通知するものとする。

2 環境部長は、内容を審査の上、計画書1部を添えて様式5又は環境部長が別に定める様式により、市町村長の意見を求めるものとする。

3 環境部長は、前項の規定により市町村長の意見を求めたときは、その旨を様式6により、当該環境管理事務所長に通知するものとする。

4 環境部長は、第3条第5項の規定に基づく通知を行ったときは、その結果を様式7により当該環境管理事務所長に、様式8により市町村長に、それぞれ通知するものとする。

5 環境部長は、第5条第2項又は前条第1項の規定に基づく設置等許可の申請が提出されたときは、当該環境管理事務所長あてに様式9により、申請書1部を添えて通知するものとする。

6 環境部長は、知事が第5条第2項の規定に基づく設置等許可の申請に基づいて許可したときは、様式10により当該環境管理事務所長に、様式11により当該環境管理事務所長以外の環境管理事務所長に、様式12により市町村長に、それぞれ通知するものとする。

7 環境部長は、知事が前条第1項の規定に基づく設置等許可の申請に基づいて許可したときは、様式10により当該環境管理事務所長に、様式11により当該環境管理事務所長以外の環境管理事務所長に、それぞれ通知するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、環境部長又は産業廃棄物指導課長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成6年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成10年6月17日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成14年7月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成14年8月20日から施行する。
- 2 この要領の施行前に提出された申請書の扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。

- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によってしたものとみなす。
- 4 平成18年10月1日までの間におけるこの要領の施行前に環境部長に協議を行っている設置等計画者の要領の適用についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日（ただし、組織名称に係るものについては、平成20年4月1日）から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によってしたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によってしたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によってしたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前になされた計画書の提出及び許可申請は、この要領に基づく計画書の提出及び許可申請とみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この要領の施行前になされた手続きその他の行為は、この要領によってしたものとみなす。